

議案第 9 6 号

狭山市新狭山公園、狭山市狭山台中央公園、狭山市上奥富運動公園及び狭山市  
鵜ノ木運動公園の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7  
号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

狭山市新狭山公園

狭山市狭山台中央公園

狭山市上奥富運動公園

狭山市鵜ノ木運動公園

2 指定管理者として指定するもの

アティ・狭山緑化グループ

代表者 埼玉県所沢市北所沢町 2 2 4 2 番地 8

株式会社アティ

代表取締役 中 島 太

構成員 埼玉県所沢市北所沢町 2 2 4 2 番地 8

株式会社アティ

代表取締役 中 島 太

埼玉県狭山市大字東三ツ木 3 9 番地の 2

株式会社狭山緑化土木

代表取締役 中 島 智 宏

3 指定の期間

平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

平成 2 2 年 1 1 月 2 5 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

## 提案理由

狭山市新狭山公園、狭山市狭山台中央公園、狭山市上奥富運動公園及び狭山市鵜ノ木運動公園の管理に関し、指定管理者を指定したいので、この案を提出するものである。